

日銀シス第 40 号
2021 年 2 月 12 日

国債売買等関係事務についての

日銀ネット利用先

日銀ネット利用金融機関等

御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」の一部
改正に関する件

日本銀行では、日本銀行金融ネットワークシステムにおいて、香港ドル即時グ
ロス決済システムとのクロスボーダーDVPリンクに関する機能を追加するこ
とに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2021年4月1日から実施
することとしましたので、通知します^(注)。

なお、当該機能を利用しない日銀ネット利用先等におかれましては、既存の事
務に影響はありませんので、念のため申し添えます。

(注) 本件の概要は、「「日銀ネットの有効活用に向けた協議会」第20回会合
の議事概要」別添2（日本銀行HP－業務上の事務連絡－日銀ネット関連－
日 銀 ネット の 有 効 活 用 に 向 け た 協 議 会
(<https://www5.boj.or.jp/bojnet/newbojnet/kyougikai.htm>)) をご参照く
ださい。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」
中一部改正

- 目次中、第1編Ⅱ. 3. を横線のとおり改める。

3. 国債残高等の不足発生時の取扱い

(1) 国債残高等の不足発生時の処理等

イ. }
 ㍷ } 略（不変）
 ハ. }

(2) 国債残高等の不足が解消できない場合における取扱い

- 目次中、第1編Ⅲ. 1. (3) を横線のとおり改める。

(3) 国債残高等の不足発生時の取扱い

イ. 残高不足発生時の処理等

(イ) }
 ㍷ } 略（不変）
 (ハ) }

ロ. 略（不変）

- 目次中、第1編Ⅲ 3. (2) を横線のとおり改める。

(2) 残高不足発生時の取扱い

イ. 残高不足発生時の処理等

(イ) }
 ㍷ } 略（不変）
 (ハ) }

ロ. 略（不変）

○ 目次中、第1編Ⅳ. 1. (3)を横線のとおり改める。

- (3) 当座勘定の引落資金等の残高不足発生時の取扱い
- イ. 当座勘定の引落資金等の残高不足発生時の処理等
- (イ) }
 Ⅱ } 略(不変)
(ハ) }
- ロ. 略(不変)

○ 目次中、第1編Ⅴ. 3. を横線のとおり改める。

3. 国債残高等の不足発生時の取扱い
- (1) 国債残高等の不足発生時の処理等
- イ. 略(不変)
- ロ. 略(不変)
- (2) 国債残高等の不足等が解消できない場合における取扱い

○ 第1編Ⅱ. 2. (1)ロ.(イ)(注3)を横線のとおり改める。

(注3)「決済指示(国債)」を送信したものの、国債残高等の不足等が発生するため処理未了の状態となっている個別契約に対応する受付番号または取引IDを入力することも可能です。

○ 第1編Ⅱ. 2. (1)ロ.(ロ)(注3)を横線のとおり改める。

(注3)「決済指示(国債)」を送信したものの、国債残高等の不足等が発生するため処理未了の状態となっている個別契約に対応する受付番号または取引IDを入力することも可能です。

○ 第1編Ⅱ. 3. を横線のとおり改める。

3. 国債残高等の不足発生時の取扱い

(1) 国債残高等の不足発生時の処理等

略（不変）

イ. 略（不変）

略（不変）

ロ. 買入の実行時に担保余裕額の不足が生じる場合

略（不変）

略（不変）

(注) 決済先は、その個別契約について払出口座の払出可能国債残高に不足が生じない場合には、担保余裕額不足の解消を行わずとも、同時担保受払を伴わない「決済指示(国債)」を送信することにより買入を実行することが可能です。

払出可能国債残高
利用細則(国債振替
決済関係事務)
第1編Ⅰ. 参照

(7512-00600)

略（不変）

(注1) 略（不変）

(注2) 略（不変）

ハ. 略（不変）

(2) 国債残高等の不足が解消できない場合における取扱い

以下略（不変）

○ 第1編Ⅲ. 1. (1) ロ. (イ) d. (a) (注3) を横線のとおり改める。

(注3) 「決済指示(国債)」を送信したものの、国債残高等の不足等が発生するため処理未了の状態となっている個別契約に対応する受付番号または取引IDを入力することも可能です。

- 第1編Ⅲ. 1. (1) ロ. (イ) d. (b) (注3) を横線のとおり改める。

(注3)「決済指示(国債)」を送信したものの、国債残高等の不足等が発生するため処理未了の状態となっている個別契約に対応する受付番号または取引IDを入力することも可能です。

- 第1編Ⅲ. 1. (2) ロ. (ロ) b. (a) (注3) を横線のとおり改める。

(注3)「決済指示(国債)」を送信したものの、国債残高等の不足等が発生するため処理未了の状態となっている個別契約に対応する受付番号または取引IDを入力することも可能です。

- 第1編Ⅲ. 1. (2) ロ. (ロ) b. (b) (注3) を横線のとおり改める。

(注3)「決済指示(国債)」を送信したものの、国債残高等の不足等が発生するため処理未了の状態となっている個別契約に対応する受付番号または取引IDを入力することも可能です。

- 第1編Ⅲ. 1. (3) を横線のとおり改める。

(3) 国債残高等の不足発生時の取扱い

イ. 残高不足発生時の処理等

略(不変)

(イ) 略(不変)

(ロ) 買入または買戻の実行時に担保余裕額の不足が生じる場合

略(不変)

(注) 決済先は、その個別契約について払出口座の払出可能国債残高に不足が生じない場合には、担保余裕額不足の解消を行わずとも、同時担保受払を伴わない「決済指示(国債)」を送信することにより買入または買戻を実行す

略(不変)

略(不変)

払出可能国債残高
利用細則(国債振替
決済関係事務)
第1編I. 参照

ることが可能です。

(ハ) 略 (不変)

ロ. 略 (不変)

- 第1編Ⅲ. 3. (1) ロ. (二) a. (a) i (注3)を横線のとおり改める。

(注3)「決済指示(国債)」を送信したものの、国債残高等の不足等が発生するため処理未了の状態となっている個別契約に対応する受付番号または取引IDを入力することも可能です。

- 第1編Ⅲ. 3. (1) ロ. (二) a. (a) ii (注3)を横線のとおり改める。

(注3)「決済指示(国債)」を送信したものの、国債残高等の不足等が発生するため処理未了の状態となっている個別契約に対応する受付番号または取引IDを入力することも可能です。

- 第1編Ⅲ. 3. (2)を横線のとおり改める。

(2) 残高不足発生時の取扱い

イ. 残高不足発生時の処理等

略 (不変)

(イ) 略 (不変)

(ロ) 差替後買入国債の買入の実行時に担保余裕額不足が生じる場合

略 (不変)

(注) 決済先は、その個別契約について払出口座の払出可能国債残高に不足が生じない場合には、担保余裕額不足の解消を行わずとも、同時担保受払を伴わない「決済指示(国債)」を送信することにより買入を実行することが可能です。

払出可能国債残高
利用細則(国債振替
決済関係事務)
第1編I. 参照

(ハ) 略 (不変)

ロ. 略 (不変)

- 第1編IV. 1. (2) ロ. (ロ) a. (注4) を横線のとおり改める。

(注4) 「決済指示 (国債)」を送信したものの、国債残高等の不足等が発生するため処理未了の状態となっている個別契約に対応する受付番号または取引IDを入力することも可能です。

- 第1編IV. 1. (2) ロ. (ロ) b. (注4) を横線のとおり改める。

(注4) 「決済指示 (国債)」を送信したものの、国債残高等の不足等が発生するため処理未了の状態となっている個別契約に対応する受付番号または取引IDを入力することも可能です。

- 第1編IV. 1. (3) を横線のとおり改める。

(3) 当座勘定の引落資金等の残高不足発生時の取扱い

イ. 当座勘定の引落資金等の残高不足発生時の処理等

決済先が「決済指示 (資金)」または「決済指示 (国債)」の送信を行った場合に引落資金等の残高不足が発生するケースとしては、次の3つがあります。

- ① }
∫ } 略 (不変)
③ }

(イ) 略 (不変)

(ロ) 略 (不変)

(ハ) 買戻の実行時に担保余裕額の不足が生じる場合

略 (不変)

(注1) 略 (不変)

(注2) 決済先は、その個別契約について払出口座の払出可能国債残高に不足が生じない場合には、担保余裕額不

略 (不変)

略 (不変)

足の解消を行わずとも、同時担保受払を伴わない「決済指示（国債）」を送信することにより買戻を実行することが可能です。

- 第1編V. 2. (2) イ. (注3) を横線のとおり改める。

(注3)「決済指示（国債）」を送信したものの、国債残高等の不足等が発生するため処理未了の状態となっている個別契約に対応する受付番号または取引IDを入力することも可能です。

- 第1編V. 2. (2) ロ. (注3) を横線のとおり改める。

(注3)「決済指示（国債）」を送信したものの、国債残高等の不足等が発生するため処理未了の状態となっている個別契約に対応する受付番号または取引IDを入力することも可能です。

- 第1編V. 3. を横線のとおり改める。

3. 国債残高等の不足発生時の取扱い

(1) 国債残高等の不足発生時の処理等

略（不変）

イ. 略（不変）

ロ. 買入の実行時に担保余裕額の不足が生じる場合

略（不変）

(注) 決済先は、その個別契約について払出口座の払出可能国債残高に不足が生じない場合には、担保余裕額不足の解消を行わずとも、同時担保受払を伴わない「決済指示（国債）」を送信することにより買入を実行することが可能です。

- (2) 国債残高等の不足等が解消できない場合における取扱い
略（不変）

略（不変）

払出可能国債残高
利用細則（国債振替
決済関係事務）
第1編I. 参照

- 第2編の業務処理区分「国債DVP 決済指示(国債) 決済指示(国債)」(コード751201)の **出力帳票** を横線のとおり改める。

出力帳票

(別領域) (7512-00100)

略(不変)

(注1) }
┆ } 略(不変)
(注3) }

(別領域) (7512-00200)

略(不変)

(注1) }
┆ } 略(不変)
(注5) }

(注6) ①払出先参加者出力分

払出後((注8)の場合には、担保返戻による受入および国債資金同時受渡による払出後)の払出可能国債残高が表示されます。

②受入先参加者出力分

受入後((注8)の場合には、国債資金同時受渡による受入および担保差入による払出後)の払出可能国債残高が表示されます。

以下略(不変)

- 第2編の業務処理区分「国債DVP 決済指示(資金) 決済指示(資金)」(コード751301)の **概要** 中、「決済指示(国債)」を「決済指示(資金)」に改める。

- 第2編の業務処理区分「国債DVP 決済指示(資金) 決済指示(資金)」(コード751301)の **出力帳票** を横線のとおり改める。

出力帳票

(別領域) (7513-00100)

略(不変)

(注1) }
∫ } 略(不変)
(注3) }

(別領域)

(7513-00300)

略(不変)

(注1) }
∫ } 略(不変)
(注5) }

(注6) ①払出先参加者出力分

払出後((注8)の場合には、担保返戻による受入および国債資金同時受渡による払出後)の払出可能国債残高が表示されます。

②受入先参加者出力分

受入後((注8)の場合には、国債資金同時受渡による受入および担保差入による払出後)の払出可能国債残高が表示されます。

以下略(不変)